

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 企画情報部まちづくり政策課 契約名 第3次淡路市総合計画及び第3期淡路市総合戦略策定支援業務		
審査の日時	令和7年7月17日(木) 午後1時00分～		
審査の場所	防災あんしんセンター 多目的ホール		
予定価格	契約予定金額		
15,400,000円	14,850,000円		
当選基準点(当選要件)	420点 (評価点合計の6割)		
候補者名	株式会社ぎょうせい 関西支社	総合点	638点
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	株式会社ぎょうせい 関西支社	審議会委員の合計評価点が最高得点であり、本事業の遂行にあたり、豊富な業務実績と安定した業務運営体制を有し、効率的かつ効果的に第3次淡路市総合計画及び第3期淡路市総合戦略の策定支援を期待できる提案であったため。	
2	ジェイエムシー 株式会社 大阪支店		
3	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所		
4	株式会社 地域計画建築研究所 大阪事務所		
5	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所		
契約予定金額	¥14,850,000 - (うち消費税及び地方消費税) ¥1,350,000 -		

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

本プロポーザルに参加できる者(以下「提案事業者」という。)は、単体の事業者とし、共同企業体での参加はできない。ただし、必要に応じて協力事業者(提案事業者に専門分野における技術の提供等を行う事業者をいう。)を設けることができる。この場合において、協力事業者は、提案事業者となることができない。

提案事業者は、次の(1)から(10)までの全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、提案書提出期限の日までに、令和6年度から令和7年度までの淡路市競争入札参加資格者名簿に申請区分「物品製造、役務の提供等」、希望業種(62 計画策定等支援「6202 総合計画」)に登録されている者であること。
- (2) 本業務の受託候補者決定の日までの間、淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者で、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の前日6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがされていない者
- (4) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者
- (5) 国税又は地方税を滞納していない者
- (6) 提案事業者の代表者は、本業務が完了するまでの間、本業務を責任もって総括する立場にある者（以下「管理技術者」という。）1人を配置できること。
- (7) 近畿2府4県に担当者が所属する事業所があり、必要に応じて早急な訪問対応が可能であること。
- (8) 令和2年度以降、地方公共団体で総合計画及び総合戦略策定業務実績を有していること（それぞれ単独での実績も対象とするが、総合計画・総合戦略を一体的に策定した実績を有していると望ましい。また、兵庫県内の地方公共団体での実績を有していると望ましい。）。
- (9) 個人情報に関する扱いを適正に対応すること。（プライバシーマークの認証を取得かつ更新実績があると望ましい。）
- (10) 協力事業者は、(1)から(9)までの全ての要件を満たしていること。

履行場所 淡路市地内